**滋賀県公共事業評価監視委員会委員の募集について**

　滋賀県では、県が事業主体となって実施する公共事業（道路、河川、砂防、ダム、都市公園、下水道、農村整備、森林整備等）の効率性と実施過程の透明性の一層の向上のため、各事業で構成された計画や個別事業の評価を実施しています。滋賀県公共事業評価監視委員会は、これらの評価に関して審議するために設置された委員会で、このたび県民の皆さんから委員を募集します。

記

１　募集人員　　２名以内

２　応募資格　　県内に居住または勤務もしくは通学している満２０歳以上（令和６年４月１日現在）の方

ただし、令和６年９月１日時点において県が設置している他の審議会等の委員を委嘱されている方を除きます。

３　任　　期　　令和６年９月１日から令和８年８月３１日まで

４　職　　務　　他の委員の方々とともに委員会の場で、公共事業の評価に関わる次の審議等を行っていただきます。

(1) 各事業で構成された計画（社会資本総合整備計画または農山漁村地域整備計画）の中間評価および事後評価、今後の方針の案の審議

(2) 個別事業の再評価および対応方針の案の審議

(3) その他

５　謝　　礼　　会議に出席された場合に、報酬および交通費をお支払いします。

６　応募方法　　別添の「滋賀県公共事業評価監視委員会委員応募書」に必要事項を記入し、「私の考える公共事業のあり方について」の意見を1,000字程度にまとめたものを添えて提出してください。

　　　　　　　　様式は定めていませんので、Ａ４サイズの原稿用紙、便せんなどを利用してください。 ワープロ打ちでも結構です。

　　　　　　　　提出は、郵送、Ｅメール、いずれでも結構です。

　　　　　　　　（応募書は県のホームページからダウンロードできます）

７　応募先および問い合わせ先

　 〒520-8577（郵便番号のみで、住所の記載は不要です。）

　 　大津市京町四丁目１番１号

　 　滋賀県土木交通部監理課　宛て

　 　　電話：077-528-4119

　 　　E-mail：ha00@pref.shiga.lg.jp

８　応募期限　　令和６年４月26日（金）必着

９　そ の 他　 (1) 応募された方の中から、提出していただいた意見などを総合的に考慮して委員を選考し、その結果は、ご本人にお知らせします。

　　　　　　　　　　なお、提出された応募書と意見書はお返ししませんので御了承ください。

(2) 応募者個人に関係する選考資料は公開いたしません。また、応募書に記載の情報は、この委員の選考以外には使用いたしません。

　　　　　　　 (3) 委員会は必要に応じ、平日に開催されます。

　　　　　　　　　　なお、委員会の開催回数は年度によって異なりますが、平均年３～４回程度を予定しています。

　　　　　　　　(4) 委員には、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務が課されています。

　(5) 滋賀県のホームページに、滋賀県公共事業評価監視委員会の実施状況等の資料を掲載しています。

トップページ＞県民の方＞県土整備＞まちづくり https://www.pref.shiga.lg.jp/ippan/kendoseibi/machizukuri/317392.html